

全社高障福発第 460 号
平成 31 年 3 月 18 日

都道府県・指定都市
地域包括・在宅介護支援センター協議会 会長 各位

全国地域包括・在宅介護支援センター協議会
会 長 青 木 佳 之 [公印略]

成年後見制度における診断書等の改定
および「本人情報シート」の活用にかかる周知について

本会事業推進につきましては、日頃より種々ご協力を賜り深謝申し上げます。

さて、成年後見制度利用促進にかかる取り組みに関連して、このたび、最高裁判所事務総局家庭局長から本会宛てに、別添のとおり成年後見制度における診断書等の書式が改定される旨の連絡がありました。今回の改定では、診断書の作成にあたってよりの確な判断が行えるよう、福祉関係者が本人の生活状況等に関する情報を記載し、医師に伝えるためのツールとして、新たに「本人情報シート」の書式が作成されています。

平成 31 年 4 月より、各家庭裁判所においてこれらの新書式による運用が開始されることについて、関係者への周知依頼がまいりましたので情報提供させていただきます。貴会におかれましては、同内容について会員センターにご周知くださいますようお願い申し上げます。

記

<今回お送りした文書>

1. 最高裁判所から本会への文書（写）
2. 成年後見制度における診断書の書式
3. 本人情報シートの書式
4. 成年後見制度における診断書作成の手引・本人情報シート作成の手引
5. 成年後見制度における鑑定書の書式
6. 成年後見制度における鑑定書作成の手引

<本件に関する問合せ先>

全国地域包括・在宅介護支援センター協議会事務局 担当：松山

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

社会福祉法人全国社会福祉協議会 高年・障害福祉部内

Tel.03-3581-6502 Fax03-3581-2428 Email : z-konen@shakyo.or.jp



最高裁家二第62号

平成31年3月1日

全国地域包括・在宅介護支援センター協議会

会長 青木 佳之 殿

最高裁判所事務総局家庭局長 手 嶋 あさみ

成年後見制度における診断書等の改定について（依頼）

平成29年3月24日に閣議決定された成年後見制度利用促進基本計画においては、「医師が、本人の生活状況や必要な支援の状況等を含め、十分な判断資料に基づき判断することができるよう、本人の状況等を医師に的確に伝えることができるようにするための方策について検討するとともに、その判断について記載する診断書等の在り方についても検討する。」とされております。これを踏まえ、当局において、成年後見制度における診断書等の在り方について検討を進めてまいりました。今般、認知症や障害がある方の各関係団体や、医療・福祉に携わる各関係団体からも御協力をいただき、医師が医学的判断の結果をより適切に表現することができるよう、診断書の書式を改定するとともに、福祉関係者が有する本人の生活状況等に関する情報を医師に伝えるためのツールとなる「本人情報シート」の書式を新たに作成しました。各家庭裁判所においては、これらの新書式による運用を平成31年4月から開始することを予定しています。

貴団体の関係者の皆様におかれましては、これらの書式への記入等に関わるものが予想されます。そこで、これらの新書式を、作成の手引等、下記の書類と併せて別添のとおり送付いたしますので、関係者の皆様への周知を含め、円滑な運用につきまして、何卒御協力をお願いいたします。

なお、下記の新書式等につきましては、裁判所のウェブサイトにおいて、平成3

1年4月1日以降公表することを予定しています。

記

- 1 成年後見制度における診断書の書式
- 2 本人情報シートの書式
- 3 成年後見制度における診断書作成の手引・本人情報シート作成の手引
- 4 成年後見制度における鑑定書の書式
- 5 成年後見制度における鑑定書作成の手引